

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第72号）
（保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）

京都市深草墓園に集会室を設置するとともに、その利用に係る料金を指定管理者に収受させるため、必要な事項を定めることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、利用の許可の申請その他集会室を供用するために必要な準備行為は、公布の日から実施できることとしました。

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第72号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例

京都市深草墓園条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 納骨堂及び樹木型納骨施設（第3条～第12条）

第3章 集会室（第13条～第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

第1条第1項中「同じ。）」の右に「及び祭祀等」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 集会室

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 納骨堂及び樹木型納骨施設

第4条第1項各号列記以外の部分中「墓園」の右に「(集会室を除く。以下同じ。）」を加える。

第7条の見出しを「(使用制限)」に改める。

第13条を第20条とし、第12条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 集会室

(供用時間及び供用しない日)

第13条 集会室の供用時間及び集会室を供用しない日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

供用時間 午前9時から午後4時まで

供用しない日 1月1日から同月3日まで

(利用資格)

第14条 集会室を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 墓園に納骨をされた死者に係る祭祀等を行う者
- (2) その他市長が特別の理由があると認める者

(利用の許可)

第15条 集会室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会室の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第17条 集会室の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、1時間につき1,000円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、墓園への納骨に際して集会室を利用する場合における1時間までの利用料金は、無料とする。

(準用)

第18条 第9条第2項、第10条及び第11条の規定は、利用料金について準用する。

この場合において、第9条第2項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「第17条第1項」と、第11条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。

(地位の譲渡等の禁止)

第19条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

第4章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他集会室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)